

生徒のみなさん  
保護者のみなさま

菊 陵 中 学 校  
校 長 上 赤 義 人

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

現在、全市で取り組んでおります校則の見直しについて、本校では、生徒(生徒総会・生徒代表としての生徒会執行部)、教職員、保護者(保護者代表としての PTA 理事会)、地域の方々(地域の代表としての学校運営協議会)で意見を出し合いながら、令和 5 年度の校則の見直しを以下 1~4 のようにいたしました。

何とぞ、ご理解とご協力をお願いします。

### 1. 服装について

現行の標準服及び北九スタンダードの決まりを踏まえながらも、以下の理由から夏期・移行期・冬期という着用の時期を廃止する。通年にわたり生徒自らが判断しそれぞれ(着用基準表)を着用する。

- ・近年の気候状況の変化により、従来の夏期・移行期・冬期という枠組みでは、生徒の健康安全が十分とは言えない。
- ・今日的な社会的な価値観の多様化と今日的に求められている「生徒が自ら考え自ら行動する」教育観にも対応する必要がある。

#### 【着用基準表】

標 準	上	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白の半袖開襟シャツ(校章入り)</li> <li>・白のブラウス(セーラー型)、リボン</li> <li>※アンダーシャツは白・ベージュ・黒とする(色・柄物シャツは禁止)</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・黒の詰襟服 指定しているボタンをつける</li> <li>・紺のセーラー服</li> <li>※詰襟服・セーラー服を一時的に脱ぐ場合は、白シャツ(半袖開襟シャツ&lt;校章入り&gt;または既成の長袖シャツ&lt;校章なし&gt;)を着用していること。</li> <li>※アンダーシャツが袖口、腰、首元から出ないように着こなすこと。</li> </ul>	体 操 服 ジャ ージ
	下		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ズボンの表に本校のマークをつけ、ストレートで変形のないもの</li> <li>・スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ズボンの表に本校のマークをつけ、ストレートで変形のないもの</li> <li>・スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。</li> </ul>	×

北 九 ス タ ン ダ ー ト	上	C	・白の長半袖のポロシャツ ※アンダーシャツは白・ベージュ・黒(色・柄物シャツは禁止)	D	・紺のブレザー ・白の長半袖のポロシャツ ※上着を一時的に脱ぐ場合は、ポロシャツを着用していること。 ※アンダーシャツが袖口、腰、首元から出ないように着こなすこと。	体 操 服 ジャ ー ジ
	下		スカートまたはズボンを着用する ※スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。		スカートまたはズボンを着用する ※スカート丈は、ひざがかくれる程度とする。	×

- ◆上記の着用基準表の A・B・C・D から生徒自らが判断選択して着用する。ただし、標準服と北九スタンダードの上下の組み合わせは不可とする。
- ◆上着のジャージは通年着用してよい。ただし、着用しているジャージの下は標準服または北九スタンダードである。
- ◆学校という教育をつかさどる役割、集団としての役割、生徒の安全等も大切であることから、学校行事等の式や校外活動等では、事前に指定された服装とする。
- ◆その他、特別な事象等があれば、担任を通して校長に申告して許可を得る。

2. 頭髪について 自然な髪形とする ツーブロックは許可する。但し、特殊な髪型やパーマ、カール、脱色、染色等は禁止とする

3. 靴下について 華美でないもの

← 原則自由ということである。華美であるか否かの判断は生徒自身がセルフチェックや委員会点検活動等で行うもので、教師だけで判断するものではない。

4. カバンについて 3WEY バック・サブバックを基本とするが、入らないときは第三のバック(様式は各自で判断する)の使用を許可する。

なお、上記の内容は(生徒には 2 学期終業式後に連絡済み)3 学期からスタートさせる。但し、年度末までは、試行期間として課題等があれば修正していき、新年度(4 月)から完全実施する。

今後の校則の見直しについては、毎年必要があれば見直していくというスタンスであり、来年度以降も、「生徒が自ら考え自ら行動する」という考えを基盤にして継続的な見直しを進める。但し、保護者・地域との共通理解を図れるよう学校がコーディネートする。